

役送權官祐良、神寶者自南面廻テ持參御前、吐司、自脇戸參御前、其後、常住神殿守春明申祝、例座也、其後、神主泰道東帶、奉下御正躰、雄御神、神殿守等御橋ノ下二持立、處ニ奉侍御正肺之、二御殿正預祐繼東帶、三御殿權神主經世衣冠、四御殿權預祐家衣冠、毎殿同前、御神者葉ヲコイチ廣四手ヲ懸之、大社奉下之時へ、若宮御神寶御藏ノ前二持立也、自一御殿次第二神寶各先立天出樓門入御移殿、御神寶各二行、御鉢左・御弓矢右、入御移殿、御神寶等役送近代有沙汰、氏人參勤之處、神人直ニ社司ニ渡之、逮例欵、祐賢中間ニ參入シテ、雖令申子細、無沙汰也、其後自東之簾比、各出テ、比裏へ廻テ、若宮神寶ヲ先立テ、廻廊之内ヲ南門へ出テ、若宮へ參、社司拜屋ニ祇候、祐賢者參入御内、神殿守春任申祝例座也、其後、祐賢御橋ノンヒヘ參シテ、覆面ヲ垂之、奉下御肺、御棚ヲハ兼テヨリ退了、春任持參御神之處、奉付御正躰了、其後、祐賢奉請取、奉渡移殿也、出南門ヲ、八講屋・舞殿作會ヲ御行アリ、二行-松明在之、兩惣官沙汰也、神人所役所從等、自南門西へ廻也、移殿、比ノ東向/簾ヨリ入御、如大社奉祝畢、御神寶役送氏人祐春勤仕、其後、社司等住吉明神邊ニテ以常住神殿守等幹脰、大明神令奉下候了之由、中綱、申觸了、其後閑ニ可有退出之由、聊僉儀在之、先例也、其後退出了、移殿入御以前三守安中臣破勤仕也云々、若宮ニ八無其例也、「兩方ヲ策欵」、

(春日社記録 [第1] 第2 (248項、国会図書館デジタルコレクション有り、請求記号175.965-Ka558k書誌ID000000880843)

[国会図書館へ](#)

14ハシノキン石灯籠

慶長三年(1598)に**「ハシノキン(橋之院)」**の名を冠する人々が春日社へ石灯籠を奉納した金石文。物的証拠として現存。

慶長三年石燈刻銘。

春日神社金石銘表 (68項、国会図書館デジタルコレクション有り、請求記号: 511-120
書誌ID000000585569)

[国会図書館へ](#)

種別 石燈

場所 青龍瀧附近

刻銘 ハシノキンサコ サコ マコロク

春日社奉寄進心願成就處 各々敬白

エモン〇〇 エモニノ サエモンスケ ヨシ〇〇

スケニノ サエモン 〇〇 〇〇 スケ〇七

春日形 高七尺四寸

1598年

慶長三年十二月吉日

15橋本藤一伝記

幕末の勤王志士・橋本藤一（橋本家の養子、二階堂流藤原氏出身（中條氏））の伝記。橋本家が奈良奉行与力という士族身分を世襲し、飛鳥井家の弁護により救済された事実を記録。藤原氏を姓とし、寶藏院流槍術を伝承した橋本家の近世から近代への連續性を証明する重要史料。

大和人物志（1909年出版）（715項、国会図書館デジタルコレクション有り、請求記号281.65-N636y書誌ID000000926898）

国会図書館へより引用→「橋本藤一」

橋本藤一は職を奈良町奉行與力に添じ、廣く奪王の志士と交を結びたる人なら。晩に、天性災道にして武を好み、特に槍法に至りては寶藏院流の奥義を極ひ。交國典に通じて和歌を嗜み、仲林光平に従つて研鑽する所深し。勤王様炎の設器々たるに及び、奈良に劍客三上力之輔と解する志士あり、慷慨にして義を好み、密に援炎の同志を募り、以て爲すあらんとす。藤一これと変り、終にその連判悲に署名す。後半登れて力之輔は獄に下り、藤一坐せられて閉門せられ、京都所司代會津伏の取調べを受け、百方辯解すれども、嫌疑を解くに由なく、幽酵謹慎すること四年。ある嚴

くもの巣もほこりもとらぬ疑が家の、
長閑き春になるをこそ

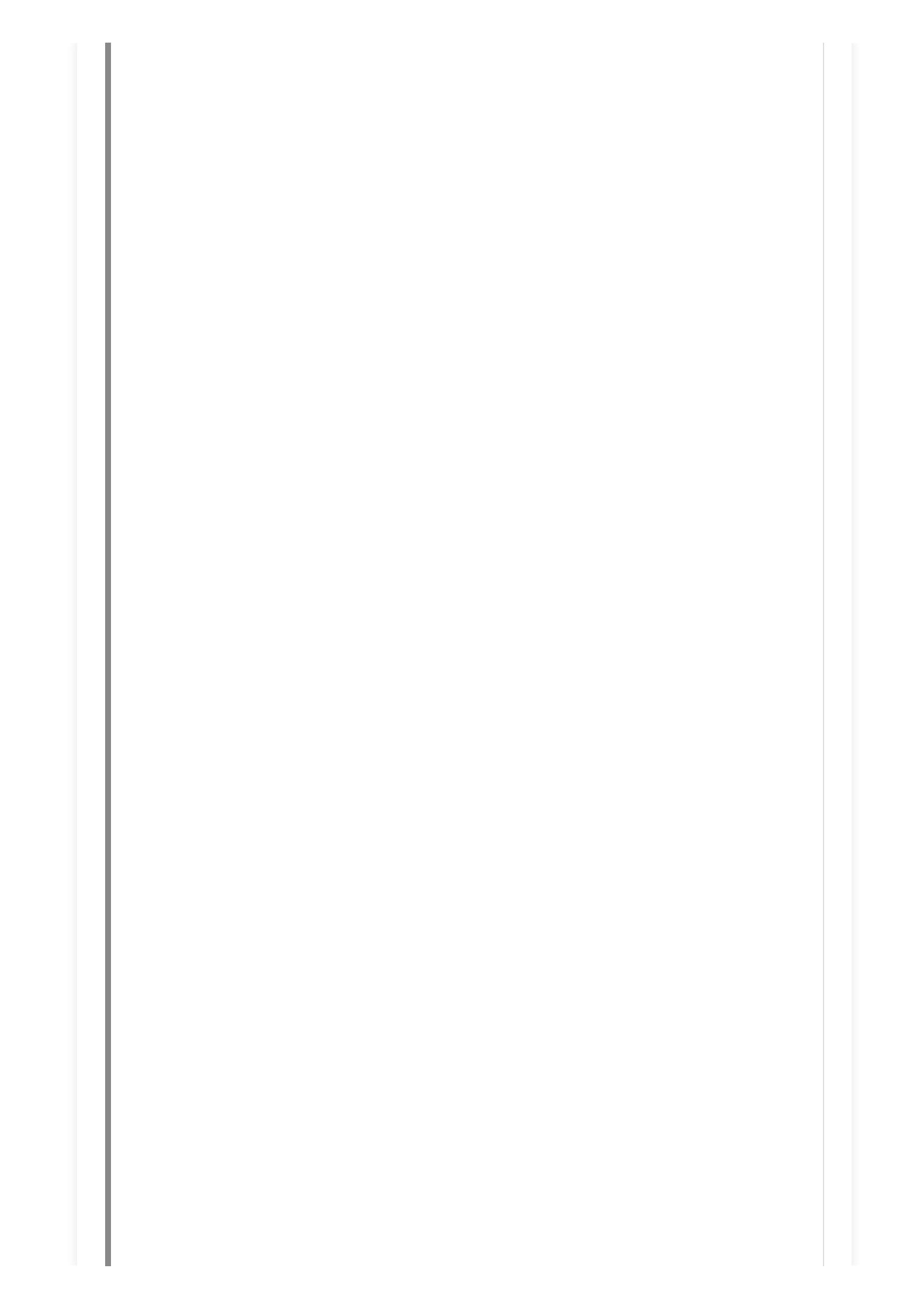
と詠じたり、意を當世に寓せること味ふべし。後、遂に飛鳥井家の辯護によりて街天白日の身となるを得たり。明治戊辰の綾に、十津川の志士吉田正義の事に關係るもの巣もほこりもとらぬ疑が家の、長閑き春になるをこそ尋て鎮撫總督府に召され、王政維新の後は奈良縣少局となり、企盼周到、良近の譽ありき。後、職を僻して手向山神社綱窓となり、明治十九年十一月五日病みて破す、年六十五。墓は白花寺にあり。その碑文に曰く、

君名政孝、字子友、帶川其號通稱藤一、二階堂中條肥次之長男、後於橋本政方式制其家姓藤原、本氏二階堂、世居相模後移紀伊橋本因氏、八世祖政長、天和三年辟奈良來行部下與力子孫襲其職途爲和州奈良人君既制家簿書訟獄莫不適宜退、戊辰變革十津川吉田俊男首唱斧王大義與君及中條正心周旋其則而不至煩王師者、君之力居多、尋辟鎮撫總督府後任奈良縣少應明治四年歸田其後爲手向山神社祠掌補訓導君聽訟最盡其情置事周密、至槍法火器之術悉得其神傳又嗜國詩及北畫旁通猿樂之技君以文政五年十月十五日生、明治十九年十一月五日以病歿享年六十有五、葬于奈良東南白毫寺村先榮之次配山下氏舉二男先死、繼配其妹長男平三承家、西京鷹土春日仲淵撰並書

傍にその歌を刻せり。

初秋虫。

秋風の際だきかね荻の上に、
露ばかりなる虫の音ぞする。



10:17 LINE 🔍 7° • (⌚) ⚡ LTE 74



dl.ndl.go.jp/pid/9



江戸時代

七二六

て百方盡力し、王師を煩すに至らずして止みしは、藤一の力多きに居れりといふ。
尋て鎮撫總督府に召され、王政維新の後は奈良縣少屬となり、企畫周到、良吏の譽
ありき。後、職を辭して手向山神社祠掌となり、明治十九年十一月五日病みて歿す。
年六十五。墓は白毫寺にあり。その碑碑に曰く、

君名政孝、字子友、帶川其號、通稱藤一、中條肥次之長男、養於橋本政方、君嗣其家姓
藤原、本氏二階堂、世居相模、後移紀伊橋本、因氏八世祖政長、天和三年辟奈良奉行
部下與力、子孫襲其職、遂爲和州奈良人、君既嗣家、簿書訟獄莫不適其宜焉、戊辰變
革、十津川吉田俊男首唱尊王大義、與君及中條正心周旋其間、而不至煩王師者、君
之力居多、尋辟鎮撫總督府、後任奈良縣少屬、明治四年歸田、其後爲手向山神社祠
掌補訓導、君聰訟最盡、其情置事周密、至槍法火器之術、悉得其神傳、又嗜國詩及北
畫、旁通猿樂之技、君以文政五年十月十五日生、明治十九年十一月五日以病歿、享
年六十有五、葬于奈良東南白毫寺村先塋之次、配山下氏舉二男、先死、繼配其妹、長
男平三承家。

西京處士春日仲淵撰並書

16

嘉元四年(1306年)の横田荘における検注目録帳。総計43町9反280歩の荒熟田畠を記録し、地頭分・寺社敷地・神楽田・修理田などの除地を詳細に記載。最終的に23町8反197歩の定残田畠が確認され、名田18町2反174歩から米99石9升7合6勺が分米として徵収されたことを示す。橋院荘(後の横田荘)が大乗院門跡領として体系的に管理されていた実態を証明する一次史料。横田荘(発志院領)の中世における土地所有・管理体制を示す基礎台帳として、橋本家が関与した発志院領の歴史的背景を裏付ける。

嘉元四年横田庄検地。

鎌倉遺文 嘉元四年十二月 (42コマ、国会図書館デジタルコレクション有り、請求記号GB271-9書誌ID000001861478)

[国会図書館へより引用](#)

二二八〇五 大和横田莊検注目録帳 (廣島大學藏猪熊文書)
(横田莊國記入)

横田庄

注進嘉元四年田畠検注目録并名寄事
合荒熟田畠肆拾三町九反二百八十步
除十三町一反百五十三歩
号地頭分七町四反
四丁七反二百四十ト
堤八反二百卅ト
道三十二ト 溝一反十一ト

残見作田畠三十丁八反百廿七ト

尙除六丁九反二百九十ト

寺社敷地二反

八王子毎月御神樂田一反

同社九月九日祭田一反

正福寺修理田二反

發志院莊嚴田一反

同承仕田 二反

禪定院御所院仕田二反

井新田 一反

百姓十名屋敷一町

鐵事給 五反

□五反

□五反

□一町一反

□五反

□實給五反二百九十ト

預所給一丁

定殘田畠廿三丁八反百九十七ト

畠四丁五十六步 加紅花畠四反定

分米十五石六斗二合七与

名田十八丁二反百七十四ト

分米九十九石九升七合六与

浮免田一丁五反三百廿七ト

17

大乗院門主の継承に摂関家(九条家・一条家)が深く関与した経緯を詳述。尋範以降、摂関家子弟が門主を継承する慣行が確立。第六代円実(九条道家の子)の勅勘・配流の記録、永仁年間(1293年頃)の南都闘乱期における尋覈の門主就任、弘安六年の尊信入滅後の慈信による門跡継承などを記録。大乗院成立期の隆禅による堂塔建立(寛治元年=1087年)から、門主予定者が若年で門主の室に入る慣行まで、鎌倉期の大乗院の組織運営を包括的に解明。大乗院門跡と摂関家の密接な関係を示し、橋本家が関係した一乗院門跡系統の理解に不可欠な研究資料。

大乗院門主の継承に摂関家(九条家・一条家)が深く関与した経緯を詳述。尋範以降、摂関家子弟が門主を継承する慣行が確立。第六代円実(九条道家の子)の勅勘・配流の記録、永仁年間(1293年頃)の南都闘乱期における尋覈の門主就任、弘安六年の尊信入滅後の慈信による門跡継承などを記録。大乗院成立期の隆禅による堂塔建立(寛治元年=1087年)から、門主予定者が若年で門主の室に入る慣行まで、鎌倉期の大乗院の組織運営を包括的に解明。大乗院門跡と摂関家の密接な関係を示し、橋本家が関係した一乗院門跡系統の理解に不可欠な研究資料。

大乗院門主と寺院史の研究資料（106項、国会図書館デジタルコレクション有り、請求記号HM121-E60書誌ID000002728535）

[国会図書館へ](#)

事実

門主変遷。

研究資料アーカイブ：大乗院門主の変遷と中世寺院史

牡丹と藤 第3巻 第一節（鎌倉末期の大乗院門主をめぐる争い）（106項など、国会図書館デジタルコレクション有り、請求記号HM121-E60書誌ID000002728535）

大乗院門主の継承に関与した有力家：摂関家、九条家、一条家。

尋範以降に摂関家子弟が門主を継承した。

円実（第六代）：九条道家の子。建長四年（1252）に勅勘を受け、建長七年（1255）に勅勘解除、文永元年（1264）に衆勘を受け、文永三年（1266）に配流、文永九年（1272）に没。

尋覚：永仁年間（1293頃の南都鬪乱期）に大乗院門主の地位をとった。

慈信：文永二年に入室し、弘安六年の尊信入滅後に門跡を継承したとされる。

大乗院門主の概略（系譜・慣行）

事実

大乗院成立期に隆禪が堂塔を建立（寛治元年＝1087年にに関する記載あり）。

継承の主要人物列：隆禪 → 頼実 → 尋範 → 信円 → 実尊 → 円実 → 尋覚・尊信・慈信等。

門主予定者は若年で門主の室に入る慣行があった。

鎌倉期の大乗院記録は断片的で、詳細は一部不明。

18

維摩会などの法会における堅義・講師制度の実態を分析。摂関家など貴種・良家の子弟が寺院に入寺し、若年で堅義や講師に就任する事例を詳述。貴種子弟の優遇により維摩会の運営が形式化・世俗化したとする分析を提示。興福寺には多数の院家（寺内・寺外）が存在し、院主には良家出身者が多かったことを明らかにする。興福寺門跡における貴族子弟の入寺制度と院家組織の実態を解明し、橋本家が関係した門跡系統の社会的位置づけを理解する上で重要な分析を提供

中世寺院史の研究 下（224項など、国会図書館デジタルコレクション有り、請求記号HM111-E18書誌ID000001928839）

[国会図書館へ](#)

維摩会制度。

中世寺院史の研究 下（維摩会・貴種入寺の影響）

事実

維摩会などの法会における豎義・講師制度が存在した。

摂関家など貴種・良家の子弟が寺院に入寺し、若年で豎義や講師に就く例があった。

貴種子弟の優遇により、維摩会の運営が形式化・世俗化したとする分析がある。

興福寺には多数の院家（寺内・寺外）が存在し、院主には良家出身者が多かった。

19

天文十二年から天保三年にわたる発志院村の文書群を収録。「正保四年 往古代庄屋 九郎兵衛殿、式百八拾三年ニ成」との記載により、283年間にわたる庄屋職の連續性を示す。寛永期の觀音堂建立、庄屋（九郎兵衛等）の在任・交替、検地帳・庄納帳の反別・収入・請取人名などを詳細に記録。興福寺領の現地管理・年貢・検地の実務記録を含む一次史料として、橋本家の先祖が橋本の傍系である可能性を示唆。興福寺領発志院における近世の村落支配と年貢管理の実態を示し、橋本家と越智家の関係、および発志院における在地支配層の連續性を検証する上で重要

越智太兵衛伝（橋本兵作が年寄として記載されている）

発志院文書目録。越智太兵衛伝（7項など、国会図書館デジタルコレクション有り、請求記号GK117-10書誌ID000001220093）

[国会図書館へ](#)

九・村方文書・大乗院文書目録（発志院関連、越智太兵衛の先祖は橋本の傍系か）

事実 文書群に記載される年次例：天文十二年、寛永年間、天保三年までの記載等。文書内に「283年」として残る年次表記がある（「正保四年 往古代庄屋 九郎兵衛殿、式百八拾三年ニ成、此庄屋代、相替不申、夫る先ハ相知レ不申い也、一、九郎兵衛跡慶安承応三年迄、六七ヶ年之間当村庄屋」とある）。記載事項の例：寛永期の觀音堂建立、庄屋（九郎兵衛等）の在任・交替、検地帳・庄納帳の反別・収入・請取人名の記載。これらは興福寺領の現地管理・年貢・検地の実務記録を含む一次史料である。

20大和志料 上巻(橋之坊・正暦寺記述)

元禄五年(1692年)「寺社改之帳」に基づく菩提山正暦寺の詳細記録。寺領三百石、開基は一条院勅願寺として正暦年中に創建、開山は金俊(信正・法輿院・摂政殿下遺子)。伽藍として本堂(薬師如来)、灌頂堂(大日如来)、地蔵堂、如法経堂、鐘楼、施餓鬼堂、宝蔵を列挙。神社として春日大明神(鎮守)、六所明神、峯弁財天を記載。寺家として院家の報恩院を筆頭に、橋之院を含む83株の坊院を列記。うち40余坊のみが元禄期に存続。報恩院は一度無住となり京都仁和寺の

塔中菩提院家が兼帶、維新後は仁和寺を本寺とした経緯を記録。正暦寺における橋之院の存在を明記し、橋本家と橋之院(発志院)の関連性を示唆する重要史料として、元禄期の寺院組織と院家制度の実態を知る上で不可欠。

大和志料 上巻、橋之坊について

正暦寺記述。

大和志料 上巻改訂（438項、国会図書館デジタルコレクション有り、請求記号：348-226イ書誌ID000000704075）

[国会図書館へ](#)

／元禄五年 寺社改之帳

菩提山

六月廿一日

正暦寺 覚

○真言一宗

一、御朱院寺領三百石和州添上郡菩提山正暦寺

一、開基一條院勅願寺正暦年中之御草創開山者金俊信正法與院攝政殿下遺子也

○伽藍

一本堂本尊 薬師如來（龍樹菩薩所作善無畏三三藏之御將來）

一灌頂堂本 尊大日如來

一地藏堂 千體佛

一如法經堂 每日三時不退御祈禱

一鐘樓 一字

一施餓鬼堂 本尊阿彌陀如來

一寶藏 一字

○神社

一鎮守一社 春日大明神

○末社 土公神、善女龍王、牛頭天王辯財天闍、伽井明神、石荒神

一六所明神 末社 新宮

一峯辯財天 一社天新

○寺家

院家 報恩院

●大福院 ●福壽院 ●金藏院 ●寶藏院 ●成身院 ●靈山院 ●經藏院 ●
迎接院 ●多聞院 ●光幢院 ●蓮花院 ●興善院 ●西福院 ●德藏院 ●明
王院 ●橋之院 ●北之坊 ●吉祥院 ●東遍照院 ●地藏院 ●中之坊 杉本
坊 ●杉本坊 岩之坊 金剛院 前之院 竹林坊 梅之坊 藤之坊 谷之坊 角
之院 轉經院 寶幢院 多樂院 金剛幢院 光蓮院 一心院 花藏院 實相院
東之坊 浦之坊 椿之坊 ●奧之坊 南之坊 觀音院 小坂坊 新坊 櫻之坊
東橋之坊
寺數合八十三株

右菩提山者中古年久不知行仁罷成候處大權現様慶長七年壬寅之年御黒印頂戴寺領三百石被爲下置候右之坊跡ニ寺領割付只今至無懈怠尤祈禱之寺役等相勤申候以上

元祿五年壬申六月二十一日

菩提山 年預 沙汰人

御奉行所 沙汰

ト以テ當時ノ状況ヲ見ルヘシ、但寺家八十三、全ク株數ヲ記セルモノニラ、元藤ノ頃、黒點ヲ付スル四十餘坊ノミナリ、面シテ報恩院一タヒ無住トナリショリ、京師仁和寺ノ塔中菩提院家ヨツ之ヲ兼帶セシヲ以テ彼ノ院ヲ本寺トナセシカ維新後更三仁和寺ヲ本寺トナス近年衰頽シ復舊觀ヲ存セス、

本稿既ニ成り、將ニ淨書セントスルニ臨ミ、寺僧大原秀全一巻、記録ヲ袖ニシ來リ日フ、此書、近時新ニ發見スル所ノモノナリ、幸=取ルヘキアラハ之ヲ取メヨト、受クテ之ヲ展スアニ應永ノ縁起、古文書、寫本ニシテ、共=本稿ノ闕ヲ補フニ足ルヘキモノナレ、左ニ之ヲ掲載ス。

菩提山正暦寺原記

21三箇院家抄・諸庄園等記録

大発志院の莊園記録 総田畠43町9反280歩という具体的な規模 御米43石8斗の年貢徵収 名田18町2反174歩から分米99石9升7合6勺 **「発志院莊嚴田1反」**という発志院固有の田地の存在 横田庄の境界記録 「東へ箕田領ヲカキル、南ハ寺、八中庄一乘院番条大乘院ヲカキル、北ハ吉岡庄一乘院若槻庄大乘院ヲカキル者也」という詳細な境界記述により、横田庄(発志院領)の地理的位置が明確化。村方文書の重要性 近世の発志院村における庄屋制度、給米論争、用水権など、興福寺一乘院門跡支配下での村落運営の実態を示す文書群。特に「春日灯籠田」という抜地が庄屋給米として機能していた記録は、発志院と春日社の密接な関係を裏付けます。史料的価値 **「大発志院」**として独立した莊園台帳が作成されていたことは、発志院が単なる末寺ではなく、固有の莊園領を持ち、年貢米の徵収・管理を行う実質的な院家領であったことの決定的証拠です。

大和郡山市史 資料集（117項、国会図書館デジタルコレクション有り、出版年月
日1966請求記号216.5-Y539y、[国会図書館ヘリンク](#)）より引用→

「諸庄園等」

三箇院家抄 第二

新木庄 八幡社九月六日神事楊本庄 天満社八月十日神事

(力) 出雲庄 長福寺

倉庄 社八月十三日神事高田庄 社九月十四日神事か

羽津里井庄 ネ土八月廿九日日 廿一日神事

(花押)

新木庄給主号預所 田数事

三丁一反 水田反錢半分定 一貫五百五十文畠 不を反錢分米 合廿五石七斗五升此内定引物一一石六斗五升定使給一一石

三ヶ井殿庄十市方近來取納分百一一十石請切百姓沙汰云々十二 中井殿庄下司大進法橋

町三反三百步除畠屋敷定歟

二十石御米 此内三升六合延 惣米卅一石九斗一升三合

庄立用一石七斗一一升十三石三斗三升四合 檻原或二十石也

六石六斗六升六合 舜專房

以上或二十九石七斗余之由見目六

一石二斗前節米御後見三石七斗一升五合 反米此内半分百姓

東井殿庄 三名竜花院

十六丁九十步

一石一一斗前節米御後見 四石八斗七合五勺、反米

此内半分百

十四西井殿庄進官三也 大進法橋相承

「花院済恩寺領一寄進大乘院

十一町三反半惣八十三丁四反小三斗代 六石九斗正願院負所二町三反本器

島飼次郎請文在之

四反地子六斗一斗五升代 本器

一石二斗前節米御後見 三石四斗五合 反米此内半分百姓

三反瑜伽論田 十一丁余外也 一反堂敷地畠等十一丁余外也

五反御室領 二丁三反近衛殿御領一反大新井庄同 三反私領分

三ヶ井殿=竜花院方本供等在之

十八 院家

八名 庄器一石(金代 一石一斗二升七合延若槻庄 十合市器二(庄家ノ一石一斗一升

也一町五反二百四十步

十九町八反二百九十四步名田 三丁六反九十五步畠屋敷名分米言一一十一丁=一反

田」 仍反米一一石一一口毎年引之

十一石八升下

牙八石四斗八升中綱給一丁分米

四斗西願下司子息殺害西麌

合四十七石五斗五升残百十六石四斗三升内

頭注「文明十年十一年十一月龟松二一丁ノ反鉢引之

豁西願之

不可然之由仰之 物0御米内也 切米也 各別二不可有

鳥見福西二石五斗宗順寺三石 幸徳井

十五石小泉一石 德市五石 因幡寺主二石五斗舜專房

十石師法師堯順一一給之

一石 德陣吉善分

八石九斗專長房慶藤丸：給之十石 尾張公上繩寺主

三石 堯懃房

四石五斗御米堯井順坊躰一一給分之一石大盤仕丁合百十石三石明教房 五石六斗

教院

三石一一斗反米当廿歟一丁三反二一石沙汰人七斗力。

二斗四升庄立用 三石三斗大僧供應三安。年元帳一度

定米也 十石 御米此内五石慶藤丸二
反錢百文貫米此外百姓分
応永十年反錢算用二配分之、自文明八年
反錢百文 七貫五百ノ代米此外百姓分 応年十年反錢算用二
四丁三反下司方
一丁ヒ反大般若方
一丁七反公文方
二丁四反畠
一丁五反 屋敷
四反鎮守
一丁河成
四丁一反六十步給主
十六丁半 下百姓
四町二反 紿主田
三町 伝教院供田修理田等 二丁勅使田
一町 春日大般若御寄進田 五反牛飼田
三反定使田
六反八十五步堂宮地
一町下司田
一町公文田
三反 発志院横田領
大宅寺負所田 但諸負所米八名田主田以下二懸之、別無之五丁五反三百歩云タイ
分米十六石一斗九升五合 二斗九升代八合外定長禄三年十月日百姓等注進(五町反別
四斗背本帳了五反 御牛飼給田
大宅寺負所米以下成物事
合五町八反三百歩之内三反下司給
御米廿石六斗五升除反右別近三池斗代七升反代別一一八一升合定斗
員口米二石四斗一一升八合六勺石別一斗三升定反米一石六斗七升五合反別三升定
使料五斗五升八合五勺反別一升定
已上二十五石三斗一升二合一勺
大豆一一斗三升三合四勺代皇米一反一斗六七十升步九合反別五勺二斗代八合斗
恢田作事等
三斗三升五合三勺 白米二斗七升九合三勺分反別五合五斗五升八合五勺 黑米反別一
升
五斗五升八合五勺 耘御菜等代反別一升定以上一石六斗三升一合八勺加大豆代米定
都合二十六石九斗四升三合九勺
延定三十石九斗八升五合四勺八才
歳末薪町別二脉
此内下行 正願院方
三石六斗仮供料日別一升十石八斗供僧三口
口別三石六斗
三石六斗承仕 以上十八石院家器定
残米

十二石九斗八升五合四勺八才建。烫五年帳也
諸公事等

西願十四石四斗内三ノ為上分可沙汰也 一庄名主

二貫文 西願名請口善視房給 二貫炭代

堂 貫同公事钱近来三百文沙汰云々

力只

瓜百二十合折名代主役——百文七百本六五百十歟果子米四石下司役
預所得分也、無旱損者也

一負所米者大宅寺分·二階堂分.. 右近分.

一品位分·無主位分

各名田·給主田·諸職田以下一一懸之、注文在別

一寛正——年已注進百十六石余田皇十五丁九反
八反切半當時名主十余人、自此內出負所米等事、

十三石六斗大宅 三石九斗六升右近一石八斗一品

四石一一階堂 七石三斗名ノ右近 六斗勸学院 二斗四升無主院此外詣公事反米反鉢等
引之云及 条々背御記者也

一福西御給分者貞宗名·集名·五所凡半名合——名半分米三十石三升余也 永十九年
可取立給主由仰付云云延來為公方給損免者也

合百六十三石九斗八升田畠三二丁十余六町反余分米御此米外三丁余畠在之
此內諸給分六石六斗七升 龜松給

番条別給

十一石八斗四升 下司給 番条別給下司別給也

同別給六石一斗六升 公文給 番条別給公文方

同十四石四斗 下司別給

番条別給三乃庄之闕分西願名上進一一貫上之

上分料足——貫進上 ——之庄之所西願之闕分被仰付之

八石四斗八升 中綱給以上定御米也、一切引物無之者也残御米引物損免等在之

合百十六石四斗三升

此内

毎年

沙汰人給毎年

損免依年員數不定 宗觀房律師奉行定米五分一御給分

相殘諸給支配員數不定 上支配狀也

以上公方御米分也、此外者給主以下以田支配之者也

「紙背插入文書——」

若櫻庄御米田此外畠三丁六百反六大十三步石、九十斗四石八升七内斗也歟
二十一町三反 分米六卜三石九斗八升

此内定米

十一石八斗四升下司方別給六石一斗六升 公文方別給六石六斗七升 力メ松給

八石叫斗八升 中綱給

十四石叫斗 西願名下司請申

以上四十七石五斗五升

三石二斗 寺反米此外 姓三石二斗出之

以上五十石七斗五升言十二石二斗五升御米
内散用百十六石四斗三升
十四石七斗白 三石二斗反米合三十四石三斗四升ケブ
横田庄 ハ寺箕田領ヲカキル
南
十六石四斗匹升五合
弥九郎
西中庄一乗院番条大乗院ヲカキル
北吉岡庄一乗院若槻庄大乗院ヲカキル者也
大発志院
四十三町九反御米石
此内
佃方八石三斗
以上
四十三石八斗御
二百八十步反錢(三十六丁二反也地十御米地
延斗別五升五合此内二石七斗大発志院正僧料代錢四貫八百卅文文安元年納所円舜
大注進也
名田
一町 紿主田三反 御油田
一町 下司
二反
二反祭田 反別十
請料
吉岡 三斗代 鳥飼次郎作一反九十步 德市 三反 慶万三反 本談義秋季坊一一反 同春
季房
三反 德陣又各畠六斗一反代定四斗地代子 五反 定使
三 院供田承仕 一一反 正願寺修理田
六百文 紿主草用途 六貫文 十市
定米之内一石五斗引之鱸沙汰大方五反之内云々
一貫二百文 御畠用途三石四斗五升反米方八十国石内引之応安二年帳定米内歟
七斗五升発志院油用途導師布施牛王紙 同帳 七斗五升公方御菜米同帳
代六百文定沙汰也此内三百文八大導師 蓮葉二百五十枚
二百文八時導師百文仏供灯明 に内百枚院仕百五十枚給主一本帳者
名田 十八丁二反百七十四步
分米九十九石九升七合,八勺請料米十五石九斗四升八合九勺
畠
浮免
所田
分米十五石六斗一一合請料一石六斗六合二勺一町五反三百廿七步分米八石二升四
合七勺請料九斗五升四合一勺
合廿三丁八反百九十七步
米百四十一石二斗三升四合七勺

一町十一合五勺升 各十一合舛定
予頃所戸田当此時内(六六舛斗六八請升料代也云々斗代舛也
分米五石八斗五升
請料六斗
合御米言せ一石七十四石御米
三十八石一斗二升五合定米
請料十九石九斗五升九合一一勺
都合百四十二石六斗八升四合二勺
二十四丁八反百九十七步分米也 加預所田一丁定
此外細々所役等事
草代銭 九貫九一日八十九文反名別田四浮十田預八文所宛田廿除町預八所反方四畠
十步一定歩
瓜代銭 九貫百十六文田文廿四同丁前八反半廿步反別四十八歳末銭 六貫三百廿五
文 同前反別廿五文宛
合二十六貫百五十六文
藁二百束名除田話浮給田分預定所田等廿丁八反四十一步反別一束
薦二百八枚同前 紿主御薪反別六文
柴一百八束同前 下司話料反別六升 分反別四升
以上
四町七反一一百四十步 池 八反二百卅步 堤
卅二步道一反十一步 溝七町四反 他方知行
合十三町一反百五十三步
一一反 寺社敷地 一反 八王寺毎月御神樂一反 同九月 日祭田 二反 正福寺修理田
一反 発志院一壯田 三反 同承仕田
一一反 禅定院御所院仕田 一反 井料田一丁 姓十名垦敷 五反 職事五反 定使一」之
五反 下司一一十一反二一九十步 詣給田
合四十三丁九反一一百八十步 田 等分
文明元年下司方注進公事沙汰分
一御後見方瓜用途一反別四十八文 歳末料足一反別廿五文一十市御息方草用途一反
別四十八文
一給主方草用途一反別六文一下司御給方請料米一反別六升 畠一反別四升
(榜) 一坊示 東(箕田、西(中庄・番条 南(寺森 北(吉岡・若槻(主力) 一給方方薪用途
三貫定使=給之云々 同六貫御後見方
文明三年十一月七日大発志院納所寛清定信大注進云々大発志院修正僧膳料田数
横田庄定米三十六石之内
ナカン庄
一一反各字四キ斗タ代カワツラ一一反子
一反子斗キ代タカワツラ半言八歩ナリ字(タケナカ八反切=一斗一一升字ハタケソ
イ
字同半一
字同
八斗 百姓助
ヨシヲカ八斗 百姓孫三郎四一、を姓,ハ良

ナカン庄

三斗一一升 言姓道理二斗 言姓極樂寺二斗 五郎匹郎

二斗 助三郎

半一

一反四字斗午夕力ノ 四斗 百姓宇

一反四字斗ノ 四斗 百姓極糞寺

一反二反切四字斗力八、升ノ力イ ト 四斗八升 百姓次郎殿

五反切字同 二斗 玄百=姓夕馬

合一石四斗ノ 罷加以前一一舛定一石五斗也、本帳一二一斗八升分田地七反切無之
歟 其當時知行不審也

同修正莊 田

一反ヘ四子斗力、ノ力イ ト 四斗 百ノテ姓夕幸等六郎

合四斗

都合四石八斗者三十六石定米之内也

文明四年壬勾当八十四石

御米名田十八町一一反百七十四步ノ内

一町字八反田八反字井タイ 地五反字ニノ千

五反発志院ノ北 四反字卅六坪一丁字トイ、二反字ト每4 五反字以力7

七反字午子力

四反半字カイ,下

七反字力、ノカキト 半字ヤフソ

五反字シマヤ 七反字ミツナカレ六反字シモナカレ

以上十丁

同十三日給人成身院注進 若槻庄沙汰人勧河之注進ニ、

百姓隱田子細并善惡ノ田ニ取替申歟 名田之内此字

田在之云々

一反字九反田 七反字ミカマ

一反字ミヤマ 一一反字キタカワッラ五反字一、ツ(ノチャウ

以上一丁六反字相替了

九村方文書

地区

○清澄莊下司公文百姓等起請文

(端裏書) (添上郡)

「清澄莊起請文

(敬) ウヤマムテ中 テム(ツキシャ(ウ文欠カノ)コト

右件キシャウ元(文者)、ク0キノヤノカ=ウノ人フシテ候「一せムレイマタク候(ス
候、モシシテ候ヲ、シ候(スト

(地主) 申候ハ タウコクノチス春日大明神、七タウノロ(三宝力)、大仏、八ツマ
ム、ソウシテ(日本クチウ大神小神八ツヲ、サタ人百シャウラカミニ、(マカリカ
ウムルヘ)

ク候、シャウ如件

正安二年十一月廿日

下司(花押) 公文(花押)

百予略押)」

○「春日神領村国中村並懸物御断口上」

(保井文庫文書1口上書)

支配所 和州添上郡三拾村惣代

一、此度城州、河州摠州大川筋御普請御入用金、五畿内(割賦被為仰付趣之御触書、而奉拝上、然処一一奉日神領興福寺下之(往古大和国中村並之掛物等一切示申
4本汐 権現様以来諸役御免被為成下奕依之朝鮮人来朝之節御入用金、南都表ノ勸化高掛ノ金、富士山砂上氣惣而人夫伝等之諸割賦金御赦免被為下候
処、此度之大川筋御普請御入用金、是迄之通ニ被為聞召上、御除被為成下候、難有可奉存候、以上享保七寅十一月

(発志院町区有文書)

応対約定書之事

一銀五拾貫目

一銀四拾五貫目

一銀三拾五貫目

×銀百三拾貫目今般頭表当村法華寺御所御伽藍

御修理銀之内

本証文拾通ニ而借用仕い王竜寺御寄附銀之内

本証文九通ニ而借用仕い

米屋吉右衛門名当

本証文七通ニ而借用仕

江要用銀子被申付い得共、

村方ニ

而銀不調達ニ付、御願申上、別紙本文并引当書差入、書面之銀高慥ニ奉拝借 則御地頭表要用銀ニ相立処實正ニ御座い、為質引当左之通

最勝院領

一、定米五拾五石四斗八升五合六勺 米宝徳院領

一、定米三拾五石七斗壱合 同断興藏院領

一、定米式拾壱石式斗九升九合九勺 同断

×米百拾式石三斗九升六合五勺

右之通為引当差入置申外処相違無御座い、本証文面月壱歩之利足差加來リ、午四月元利共取揃返納可仕筈ニ而相認メ差入置い得共、逆茂限月返納難出來ニ付、段入訳ヲ以御煩申上、右三ヶ院知行米之内、米式拾五石宛年差入可申い間ニ而、元入米拾式石利足として拾三石、都合禾式拾五石宛、當己年豎毎年十月切ニ差入可申い、且日損水損虫喰豐凶作等ニ不相抱、年上米ラ以元利相済い迄、幾年ニ而も草使之者直納可仕旨ラ以御頼申上い処、御承知可成下忝奉存い、依之拝借銀元利相済い幾年ニ而も地頭表ニ不抱、當己年毎年十月切ニ前定之通、利足米三石元入米拾式石、都合米式拾五石無相違直納可申 其段兼市御地頭表堅(勢請)約仕、則下知状御下ケ有之、且村、草使之もの退役仕ル跡役并跡相続人もの同様引請、元利皆納相成い迄幾年ニ而も、御約束米式拾五石宛毎月十月切ニ無相違直納可仕い、尤米直段之儀者、年~相場ヲ以元利共御勘定被下い、自然壱ヶ年ニ而も、納米及速滯い前段約定破談ニ被成下、本証文面之通月壱歩之利足、但立入銀之分利

足二引者元利共惣差引、残高一時ニ御取立被成下さいとも、村ニ草使之者銘共敢申
分無御座い、為後日之應対約定差入申い、所仍而如件
添上郡大安寺村
草使 喜兵衛 善七郎 弥兵衛
同 柏木村 安三郎 利兵衛
同 八条村
新兵衛 新九郎 善右衛門
同 若槻村
市次郎 久右衛門
同 発志院村
多兵衛 玄作 多十郎
同 横田村
弥右衛門 喜右衛門
同 石川村 嘉市郎 源三郎 助次郎
源三郎
助次郎
同 高畠村
嘉兵衛 久兵衛
同 白毫寺村
平三郎 忠三郎
最勝院 宝徳院 後見
興蔵院 東門院家内 井上雅楽
同妙喜院内 河崎左司馬
法華寺 御所様御貸附支配人 田村藤右衛門殿
王電寺御寄附銀
貸附支配人 田村吉右衛門殿 米屋吉右衛門殿
前書之通相違無之、仍而奥印如件
最勝院 宝徳院 後見
興蔵院 東門院家
同 妙喜院
右之通約定書美濃堅紙壹冊

○「油無株ニ而絞い御詫一札」

(額田郡南町、喜多嘉彦文書)

差入一札之事

一、比度私共儀油無株ニ而絞リ、草菜種買持壳買致、油稼株之妨ニ相成い段、当
郡御免油屋衆中ニ目立外、京都御行(奉奉行)様江私共御届ヶ被成、御届押引御懸合
被成被下い故、私共心得違仕此段右御改申立い処、御承知被成下、互仕合奉存
い、此後絞リ草他国出シ中い不及、買持等とも壳

○櫻本領かうの町川堀一札下案

一札之事

花井里右衛門大槻小右衛門前田徳左衛門

庄惣百姓

(櫟枝町、区有文書)

櫟本領字兵庫かうの町者過半櫟枝村出作ニ而御座い間、一ツ鳥居之川堤申ニ

付、例年之通御見分会受百姓共ノ一

堀可仕い、依而一札如件

享保十二丁未年壬正月廿六日

櫟枝村出作百姓共惣代

理右衛門同

佐平次

櫟本村

御役人中

一ノ本へ遣い下書

○「抜地ノ得庄屋給米ニ替〈ラレ度御願」

(櫟枝町、西田耕三氏文書)

乍恐追而奉願上口上書之事

一、当月四日=証拠書之一通指上ヶ申し所、其上水帳面名寄帳之儀御尋被為遊付、此度右之帳面御吟味被致成下

い者、抜地之儀者庄屋從来田地と明細ニ相知レ申し御事

一、吉三郎養子平四郎儀者、廿ヶ年此方何之役儀茂無之い

所ニ、庄屋口田地支配いたしいニ付、近年不作相続い得共、役儀無して庄屋給米田地支配致い故、身上能罷成、

大分之買付田地仕い、此儀者何之役儀茂相勤不中、庄屋給米田地支配いたしい故、如此ニ御座い御事

一、村方之儀者近年不作相続、其上庄屋新給米割掛け出し、難儀仕い、村方之儀者段々百姓相よハリ、末ゝ、之小百姓之儀者当月御営も難勤、依而右之段々被為聞召分、往古之通抜地之儀者庄屋給米と被持仰付被下さい者、生生世世と難有可奉存囗以上

世と難有可奉存い以上

享保十八癸丑年 五月十二日

発志院村

庄屋 源右衛門

同村 年寄 源兵衛 忠八郎 甚次郎

同村組 養十郎 惣兵衛 四郎兵衛 喜平次 弥平次 清吉 善介 和七

御寺務

一乘院宮様 善御奉行様

○〔櫟本領〈水車新ニ付一札〕(櫟枝町、区有文書)

一札之事

一、此度市本村領内字ノーツ柳与申処=て水車出来仕囗ニ付、其村江相尋囗処、別而指構之旨御申被成囗、尤水行是迄之通外に車用に附水取之儀無之囗、仍而請合一札指出シ囗、

宝曆拾四申三月日市枝村 庄屋 中年寄

市本村 義助 年寄 弥兵衛

○〔櫟本領へ水車取組二付一札〕

一札 (櫟枝町、区有文書)

一、今度英村筑内字一塊一(畝車取紅之謹一一付)、村方水行、之差支も無之哉与御尋被成杉ニ喪別而右之場所ニ車取組之儀、水行是之通=在之いハハ、当'村方何之差支筋無之、仍之一札指遣シ

宝暦十四年申三月

櫟枝村 庄屋 源右衛門 年寄 喜兵衛

○〔諸勤化人取締二付差入一札〕 (櫟枝町、区有文書)

差入申一札之事

一、近年違作打続、巖敷検約中、諸勤化杯数多入込、耕作

之妨ニ相成い故、右取扱方入魂合ヲ以引受致い上者、御免御触之外其御村方ニ而御引合被成間敷い、若勤化人參リ彼是故障申いハ此方へ御沙汰可被下さい、直様出帳引合可申、尤其節入用此方ニ而相賄、其御村へ聊も御迷惑相懸申間敷い、依而引受一札如件

安政二乙卯年九月

南都井之上町 糀屋万之助

御役人中

分米七石

上畠壱町九反八畝十三分

一斗八升七合

分米廿五石七斗九升六合

中畠八畝拾四歩

分米八斗四升六合

居屋敷三反壹畝廿八分

分米三石八斗三升二合

田畠

合三拾八町五反八畝廿八歩分米

合五百六拾三石九斗弐升

文禄四年八月十九日 長田七良次郎墨付卅七枚 但上紙共二

○〔庄屋給米代村地、繼庄屋異儀候=付口上控〕

(発志院町、区有文書)

乍恐奉申上い口上書発志院村

惣百姓

庄屋

一、同村庄屋給米之儀者先達一に口上書を以奉申上い所、証拠之儀御尋被為成得者、元来祓(抜)地之義御座い処、地主無御座、依之往古/庄屋給米田=致、字を春日灯籠田と名付ケ置、時之庄屋役相勤申者=支配為致、庄屋給と仕來い故、往古廿ヶ年以前迄者村方豎庄屋給米壹合=而もか(抜&)りたる儀無御座い、既吉三郎庄屋役相勤申い節も右之祓地之徳を以給米=いたし、庄屋役目相勤居申い=相違無御座い、依之吉三郎後庄や弥平次=被為仰=付給米田地之儀吉三郎/戻し可被申処、甌様之御憐愍を以吉三郎一代支配=為致い様=と之儀)一付、庄屋弥兵次役目之内当年迄廿ヶ年、庄屋給米村方家別高掛り村中難儀仕、然所吉三郎当二月=病死仕い得者、一代相済シい、然ル上者給米田地村方江取戻し往古夢之通り庄屋給米田地=

可仕処、吉三郎養子平四郎仕(私)欲之儀=付、田地村方へ戻し不申、依之村方夢此度段~奉願上い得者、証拠之儀御尋被為成い得共、右奉申上い通り庄屋付ケ送リ之田地之儀ニイ〈者、証拠之儀者吉三郎庄屋者右

乏祓地支配為致故、外ニ村方 壱合も給米出し不申外、

既ニ後庄屋弥平次屢者給米田支配不致い立、新給米として家別高掛リニ仕ガ則慥成証拠にて御座い、元来我地之儀ニ御座い故、地主年之ニ付住古豊春日灯籠田と名付置、庄屋給米田として村方之重宝ニいたし置い、然ヲ此度吉三郎養子平四郎壱人之田地ニ成被下い而者、村役人ハ不及申、未之百姓迄一同ニ難儀ニも可成義歎ケ敷奉存外、然ル上者幾重ニも奉御願申上いへ者、弥御前様(抜)之御苦勞も相重り申儀、至極恐多奉存外、兎角祓地之品被為聞召と、御慈悲之上往古之通村方ニ仕來い庄屋給米田ニ被為成下さい者難在可奉存い、以上

発志院村 庄屋 源右衛門

同村 年寄 源兵衛 年寄 忠八郎 年寄 甚次郎

同村 組頭 善十郎 組頭 四郎兵衛 組頭 清吉 組頭 惣兵衛 組頭 兵介
組頭 弥兵次 組頭 嘉平次 組頭 わて

御寺務 一乗院宮様 御奉行様

此目安差上ケル時、御裁許之上=而御前様へ右之田地被為召上レ、其上田地之儀者、村方庄屋年寄へ御預ケ被為成い、則預リ之一札御前様へ差上ケ置作

○「論所田地預り申一札控」 (発志院町、区有文書)

差上申一札之事

一、此度論所四ヶ所之田地之儀者、御前様江被為召上、其上庄屋年寄御預リ被為成奉畏、帳へ預り申い所実正明

白也、此四ヶ所之田地之御年貢米之儀者、五師本別会様へ御上納可仕い、為後日之田地預リ一札如件

享保十八癸丑年五月十七日

発志院村 庄屋 源右衛門 年寄 源兵衛 同断 忠八郎 同断 甚次郎

御寺務 一乗院宮様 御奉行様

○ [発志院村用水懸越桶許可一札之事] (発志院町、区有文書)

大和郡山市 資料 (120項、国会図書館デジタルコレクション有り、請求記号 216.5-Y539y書誌ID000001084292) より引用

横田庄

東へ箕田領ヲカキル、南ハ寺、八中庄一乗院番条大乗院ヲカキル、北ハ吉岡庄一乗院若槻庄大乗院ヲカキル者也)

国立歴史民俗博物館の資料調査報告書から抽出された大和国添上郡・添下郡・平群郡の荘園データ。発志庄と橋院庄の重複関係、服部庄の興福寺領有、横田庄の東大寺・興福寺・法隆寺等複数領主による分割と変遷、横田新庄・横田本庄の興福寺大乗院領を示す。初見年、出典、遺文番号、備考を基に荘園の歴史的変遷を検証可能。

日本荘園データ

国立歴史民俗博物館博物館資料調査報告書 6 (日本荘園データ).1 (94項、国会図書館デジタルコレクション有り、書誌ID000002413927請求記号GD1-E72)

国会図書館へ

[荘園名] 発志庄 (ハッシ) 添上

[論文]無

[荘園コード]0299109 [重複コード] 0201085

[初見年]嘉禄二年(1226)

[出典]内閣文庫所蔵大和国古文書

[遺文番号]#3558

[備考][力1624] には橋院庄とあり、発志院庄である。→0201085橋院庄

[荘園名]橋院庄 (ハッシン)添上 大和郡山市

[論文]無

[荘園コード]0201085 [重複コード] 0299109

[初見年]建永元年(1206)

[出典]東大寺文書・内閣文庫所蔵大和国古文書

[遺文番号]1624-3558

[備考]力3558=発志庄

[荘園名] 服部庄 (ハットリ)平群

[論文]無

[荘園コード] 0203040 [重複コード]

[初見年]享徳二年(1435)

[本家・領家] 興福寺領(大乗院領)

[出典]成簀堂藏大乗院文書

[備考] 0203003服庄

[荘園名]横田庄 (ヨコタ) 添上大和郡山市 [論文]有

「荘園コード]0201009 [重複コード] 0201078-0201087

[初見年]延久二年(1070)

[本家・領家]東大寺領・興福寺領(大乗院領)・法隆寺領、後宇多院領、皇室領、昭

慶門院領

[出典]

興福寺天理図書館文書・内閣文庫所蔵大乗院文書・竹内文平氏所蔵文書・広島大学所蔵猪熊文書・東大寺要録・興福寺資財帳・太子伝玉林鈔・後宇多院御領目録
【過文番号】へ2654・へ13022・へ4639・へ15590・へ020514・へ22661・へ
22805・へ23054

[備考]

へ2654久安4=東大寺雜役免庄(香菜免) 横田庄=東大寺要録16町9反余→南横田庄
10町と北横田庄6町に分離・へ2113大治2雜役免阿河人夫人配状案 北横田、南横田
あり(庄号な L)・絵図=大条院領大和国横田庄土帳(嘉元4)=広島大学文学部所蔵

【莊園名】横田新生(ヨコタ) 添下 大和郡山市

[論文]無

[莊園コード]0202024 [重複コード] 0202020-0202021

[初見年]建保五年(1217)

【本家、領家】興福寺領(大乗院領)

【出典】大乗院寺社雜事記・三院家抄

【備考】→0202020伊豆庄→0202021七条庄

【莊園名】横田本庄(コタニン) 添下 大和郡山市

[論文]無

[莊園コード]0202023 [重複コード] 0202025

[初見年]建保五年(1217)

【出典】大乗院寺社雜事記・三箇院家抄・春日神社文書

【本家、領家】興福寺領(大乗院領)

【備考】番条庄とも称す。→0201009「横田庄」参照→0202024「横田新庄」参照

23

平安遺文第7巻所収の長寛二年（1164年）大和国箕田庄文書目録。発志院・惠印が地主として東大寺領の雜役免（香菜役）に関与し、興福寺と東大寺間の裁定対象となったことを示す重要史料。文書内容は証文の巻数・枚数、寺牒・国判の詳細を記し、莊園内の発志院領不存在に関する記述を含む。

平安遺文 第7巻（78コマ、国会図書館デジタルコレクション有り、請求記号
210.36-Ta573h書誌ID000000851387）

[国会図書館へ](#)

長寛二年箕田庄文書

発志院・恵印が地主（領主）として、東大寺領の雑役免（香菜役）に関与し、興福寺と東大寺の二大寺院間で裁定の対象となっていたことを示す重要史料です。
平安遺文 古文書編第七巻（三三〇三）
長寛二年（1164年）：大和国箕田庄文書目録（東大寺文書）

(端裏)「四卷」
大佛香菜免箕田庄等証文事
合四卷
一卷十八枚定坪付寺牒、國判、康和二年、見彼五町寺領之由、
一卷廿四枚代代寺牒國判 至天喜之、見箕田庄往古三〇町之由、
一卷九枝香菜免官物國撿田付寺家証文、濂和已後至天承
一卷九枚箕田庄内無發志院領不見之由、保延康治比、
已上
右當免文書、雖有其数、且所撰進如件、
長寛二年八月廿五日（花押）
(端裏)「四卷」
大佛香菜免箕田庄等証文事
合四卷
一卷十八枚定坪付寺牒、國判、康和二年、見彼五町寺領之由、
一卷廿四枚代代寺牒國判 至天喜之、見箕田庄往古三〇町之由、
一卷九枝香菜免官物國撿田付寺家証文、濂和已後至天承
一卷九枚箕田庄内無發志院領不見之由、保延康治比、
已上
右當免文書、雖有其数、且所撰進如件、
長寛二年八月廿五日（花押）

24

権原市史 史料 第1巻所収の嘉応元年（1169年）十一月十九日東大寺・興福寺間の箕田庄所役裁定文書。発志院（恵印）が地主として東大寺領の香菜役に関与し、興福寺の進官免と東大寺の雑役免の間で争いが発生、両寺の裁定により発志院を地主とし、東大寺役の勤仕を命じる内容。寺領の歴史的由緒、宣言、恵印の陳状を詳述した重要史料。

権原市史 史料 第1巻（686項、国会図書館デジタルコレクション有り、請求記号GC176-E6書誌ID000001902133、[国会図書館へ](#)）より引用→

嘉応元年箕田庄裁定。
発志院と領地を巡る中世史料（箕田庄関連）

発志院が地主（領主）として、東大寺領の雑役免（香菜役）に関与し、興福寺と東大寺の二大寺院間で裁定の対象となっていたことを示す重要史料です。

5. 檜原市史 史料 第1巻（嘉応元年）

嘉応元年（1169年）十一月十九日：東大寺・興福寺間の箕田庄所役裁定文書

一可早令動仕箕田庄所當香菜役事

副下去年六月廿三日東大寺下文案一通

右、彼寺去年八月日解状偁、当庄者当寺建立以降、大仏御仏聖、元代代聖皇以供御稻被分献、於御菜者、以公田三百六十町、毎日供奉年尚、仍代代国司免除所當公事臨時雑役、為往古例之上、去寛弘・万寿被下宣旨畢、然而依為浮免、有旁煩之日、以承保三年定坪被下宣旨、被立券、為永代之寺領、于今所勤仕所役也、依之故大殿下御時、当國檢注之刻、又任旧例被注除已畢、為寺領之条、古今不易沙汰也、則當庄其内也、証文其数也、由緒有限、隨即發志院代代院主全無致妨、而近年惠印始為押取庄民之作手、企相論之間、打留恒例寺役、然而依為領主之靜、寺家強不左右、別雖不進寺解、動對捍所役、爰惠印申狀云、於寺役者依為興福寺進官免、有制止之故、不能勤仕者、於此条者、於彼寺比技文書、任道理如本可為東大寺領之由、被裁定先畢、兼又領主条、寛弘之比、彼院主仲安出沙汰之日、當寺所司鴻助依陳申子細、被成長者宣之次、為香菜免之由、又被仰定之後、于今敢無異論、而惠印巧新儀、云作手云負所、恣所致濫妨也、就中沙汰之間、為寺領之由惠印証文度度也者、先於寺役者任先例早可被令勤仕、於領主相論者、理非見于兩方申狀、且又可被召決彼此之者、大法師惠印今年五月廿二日陳狀偁、件田畠者、地主者發志院也、負処者御寺進官、又東大寺雑役免也、既於負処者、可任兩寺左右、然非地主進止事敗、仍相待兩寺裁報期間、東大寺所司可勤仕東大寺役之由訴申、責勘尤重、隨其催可勤仕東大寺役之旨申畢、于今其役无懈怠勤仕、但自彼寺所送下文狀云、若自御寺於有進官役催時者、可致其沙汰者、仍其下文狀別紙注之、然則自御寺公文所无御制止期間、可動仕東大寺役之由存知仕、全無關怠勤仕之処、不勤仕之旨被訴申条、訴訟趣非他、只於地主慧印致責勘歟、若爾言語道斷非理訴也者、如惠印陳狀者、地主者發志院也、負所者興福寺進官、又東大寺雑役免也、然者自興福寺無制止期間、可動仕東大寺役云云、宜以發志院為地主、先令勤仕東大寺役、於興福寺進官者、自本寺出訴之時有左右者（可脱カ）、以前兩条、依長者宣、所仰如件、不可違失、故下、

嘉応元年十一月十九日 知院事大蔵錄高橋(花押)

別当修理左宮城使左中弁兼文章博士藤原朝臣(花押)民部丞藤原(花押)

蔭子藤原(花押)

知院事刑部錄惟宗

大蔵錄安倍

宮内錄大江

右史生高橋(花押)

高橋

25

壬生家文書（図書寮叢刊）第5巻所収の保元元年（1156年）八月十三日後白河天皇綸旨案。智証大師相承の釈迦如来牙舍利一粒と灰八を発心院に下賜する旨を記す。発心院（発志院の異称か）への舍利授与を示す皇室関連史料で、別当正二位行権大納言藤原公教の花押影を含む。

壬生家文書 5 (図書寮叢刊) (165項、請求記号GB22-24、[国会図書館へ](#)) より引用
→

一四〇五 後白河天皇綸旨案：智証大師相承釈迦如來牙舍利一粒白、灰八發心院之旨 天氣之所候也、保元々年八月十三日 別當正二位行権大納言藤原朝臣公教(花押影)

26

佛教大辞彙 第3巻所収の存覚（ゾンカク）の項目。真宗僧侶で本願寺三代覺如上人の長子、嘉元元年（1303年）発心院覺意の房で聴講し、奈良興福寺・東大寺で学び薙髪、親慧と号す。発心院覺意を師として興福寺学問の起点を示す伝記史料。

佛教大辞彙

佛教大辞彙 第3巻 (3121項、請求記号 331-104イ、[国会図書館へ](#)) より引用→
ゾンカク存覚 真宗。京都常楽寺の開基。諱は光玄、童名は光日麿、本願寺三代覺如上人の長子なり、正應三年六月四日生る。前伯耆守親題の翁子となり、従五位下に敍せらる、時に年八歳。親顯役後冷泉親業に養はる。嘉元元年發心院覺意の房に聴講し、又奈良に至り興どっしん福寺に學ぶ。十月十日 東大寺に於て 薙髪し、興福寺に學ぶ。十月十日 東大寺に於て 薙髪し、興親と拡す。後、親慧と更め、比叡山に登り尊勝院支智の室に入り諸教を研磨す。慧解日に進み、青蓮院慈道法親王の門

27

橋本家先祖代々之墓の詳細解析。家紋は十六菊（十六弁一重表菊）で皇室・公家関連を示唆。中央主碑「橋本家先祖代々之墓」を囲む家族墓域構成で、周辺小型碑に戒名・没年想定。寄贈碑「流湯碑」として作友会・個人名刻字。慶應三年九月（1867年）建立碑。左側石碑に「保住／自雲真雲会」で供養継続を示す。淨蓮社清元禪定門・禪定尼の供養碑。文政期（1818-1830年）刻字「文政」「橋」。背後「橋本氏」石と無銘境界石。背面「昭五三年三月吉日 橋本義一建之」（1978年改修）。淨土宗系菩提寺を示す重要史料。

橋本家代々之墓

家紋は、中心から放射状に広がる花弁状の意匠を持つ「十六菊（じゅうろくぎく）」と見られます。これは菊紋の一種で、特に十六弁一重表菊として知られる形式です。

●家紋の識別：十六菊紋





すべてに適用



- 形状特徴：

- 中央に円形の芯があり、そこから16枚の花弁が均等に広がる。
- 花弁は丸みを帯び、やや重なり合うような八重構造。
- 石材に刻まれており、風化と苔の付着があるが、基本構造は保持。

- 代表的な使用家系：

- 皇室：十六菊紋は日本の皇室の象徴であり、最も格式の高い家紋の一つ。
- 公家・旧華族：一部の高位公家や旧華族が変形菊紋を使用。
- 神社：伊勢神宮など、皇室と関係の深い神社でも使用。

全体構成の観察→



このお墓は中央に「橋本家先祖代々之墓」と刻まれた主碑を据え、その周囲に個

別的小規模碑が並ぶ典型的な家族墓域構成を示しています。屋外の開放空間ながら、砂利敷きと石柵で区画され、定期的に花立てが置かれていることから、現在も子孫によって維持・管理されていることがうかがえます。

墓域の主要要素

- 中央主碑
- 碑名：「橋本家先祖代々之墓」
- 立柱型・垂直彫刻
- 墓域の象徴的位置

- 周辺小型碑
- 個別の戒名・法名が想定される
- 世代ごと、夫婦墓、子供墓など多用途

- 墓域仕切り
- 石製またはコンクリート製柵
- 客土+砂利による排水性確保

家系推定への第一歩

家系を確定するには、各碑の刻字情報とその年代・位階を紐解くことが不可欠です。以下の項目を整理しましょう。

種別	想定される内容	メモ
中央主碑	先祖全体をまとめた銘文	橋本姓の家系を統括
小型碑（A）	戒名、没年、享年など	これぞ「第○代当主」か「夫人」か
小型碑（B）	同上	何代目かを識別可能か
花立て・香炉	各世代の手厚い供養状況を示唆	維持者の身分や資力の指標に

左側石碑の概要

この石碑は先の家墓とは異なり、地域振興や共同事業を記念する「寄贈碑」と見えます。墓碑ではなく、湯水・施設に関する記念碑として建立されたものと推測されます。

銘文構成と読み

セクション	読み（仮）	意味・機能
流湯碑	りゅうとうひ	碑題。温泉・共同浴場、湯水設備の記念碑か
奉寄贈	ほうきぞう	「奉（ここに）寄贈する」の趣旨表現
作友会 の可能性	さくゆうかい／さくともかい	立碑主※。地域の互助団体や組合名
友之羽	とものは（？）	寄贈者（団体メンバーまたは役員）
芳太郎	よしたろう（？）	同上
儀信信	のしのぶ（？）	同上
やま義	やまよし（？）	同上
かみ義	かみよし（？）	同上
明泰	あきやす（？）	同上
つる	つる	同上
真名	まな	同上

右側建立碑の解析→

この「慶應三年九月建立」という銘文は、幕末の慶應3年（1867年）9月にこの碑が立てられたことを示しています。

銘文の意味と西暦換算

銘文	西暦年	備考
慶應三年九月建立	1867年9月	幕末・明治維新直前

左の石の裏面刻字の読みと即時解釈→

以下の三名が垂直に刻まれています。

- 橋本義一（はしもと よしいち／ぎいち）
- たけの
- 多奈子（たなこ／たなこ）

これらはおそらく墓碑の主当主と、その配偶者または子女の個人名です。

右の石→

この石碑は三つ葉葵紋を頂く「個人墓碑」であり、刻まれた漢詩的な文言は故人

の徳を讃える「墓碑銘」、末尾の「一孟」は仏教的な戒名や法号を示す可能性があります。橋本家の当主格一名に捧げられた墓石と考えられます。

左側の二基の小型石碑（供養柱）の解析→

右端の主要墓碑と対を成す、二基の小型石碑です。いずれも同じ銘文「保住／自雲真雲会」を有し、墓域の左右を守るように配置されています。

基本観察

- 石質：風化が進んだ花崗岩
- 形状：背の低い角柱型
- 配置：右の慶應築碑を正面にして向かって左側に二基並列
- 碑高：約40～50cm（主碑に比して1/4程度）

刻字の読みと意味

節	読み	解釈・機能
保住	ほじゅ／ほじゅう	「守り保つ」「永続的に護持する」の意。主碑の供養継続を誓う文句
自雲真雲会	じうんしんうんかい？	地域または寺院に属する仏教信徒組織の名称と推定

- 「保住」は仏教供養の文脈でよく用いられ、建立後も信徒が供養・管理を持続する意思を示します。
- 「自雲真雲会」は定例会を持つ寺院信徒の会合名のようで、会の発起人・会員が共同で建立した可能性が高いです。

これは左の石で記念碑の後ろにある石→最も直接的な解釈

この石碑は「南無阿弥陀仏」の宗教号に続き、浄土宗系の靈場である淨蓮社に所属した禪定門（僧籍名）と禪定尼（尼籍名）が刻まれた供養・追善のための僧侶（および尼僧）記念碑です。家族個人の戒名ではなく、葬儀・法要を執り行つた僧侶夫妻（または前後に住持を務めた僧尼）を顕彰する石柱と考えられます。

刻字内容の読みと役割

- 南無阿弥陀仏

「往生浄土」を願う浄土宗の常用題目

- 浄蓮社清元禪定門

浄蓮社（寺院名または院号）に属する男性僧侶の僧籍名

- 浄蓮社清光禪定尼

同じく浄蓮社に属する女性尼僧の僧籍名

これらは法要を司った両名が建立者（または遺族）から寄進を受け、感謝を表した「供養碑」に該当します。

左の記念碑のさらに左にある石について→最も直接的な解釈

この石柱は「南無阿弥陀仏」に続き、浄土宗系の浄蓮社に所属する僧籍名「清元禪定門」「清光禪定尼」を刻んだ供養碑です。左の記念碑のさらに左手に配置され、橋本家墓域の菩提寺が浄蓮社であることを示す重要な証拠です。

石柱の要点

- 南無阿弥陀仏：往生浄土を願う題目

- 浄蓮社清元禪定門：男性僧侶の僧籍名

- 浄蓮社清光禪定尼：女性尼僧の僧籍名

- 立地：左の記念碑（橋本家先祖代々之墓）のさらに左側

その南無阿弥陀仏の側面→側面刻字の予備読取

撮影いただいた文字痕跡から、以下が読み取れました。

- 上段：「文政」

- 下段：一文字として確認できる「橋」

何がわかるか

1. 「文政」

- 文政元年～文政13年（1818-1830年）のどこかで建立された可能性を強く示唆
- 慶応3年建立碑（1867年）よりも半世紀ほど古い改葬・補修の痕跡

2. 「橋」

- おそらく「橋本」の「橋」であり、施主（寄進者）が橋本家の一員
- 刻字パターンや線の太さから、同家当主や当主代理の名前の一員と推定

最も直接的な回答

側面の「文政〇〇 橋（松？）風（？「本」かもしれない）」は、文政期（1818-1830年）に橋本家の当主または分家が供養柱を建立した際の刻銘と見られます。刻まれた姓名が「橋本」であれば、同家の定期的な墓域整備サイクルと一致し、「橋松風」であれば異称・雅号の可能性もあります。

刻字読取の仮説整理

項目	刻字候補	可能性
年号部	文政〇〇年	建立年の不完全読取。文政の中期（1820年代）と推定
氏名部・上段	橋 or 橋松	「橋」は橋本姓の略記。「橋松」は分家や雅号か
氏名部・下段	風 or 本	「風」は人名・雅号（歌人号など）、「本」は橋本姓の後半

橋本家之墓の後ろにある石→
機銘石「橋本氏」の最も直接的な解釈

この石柱は「橋本氏」とだけ刻まれており、橋本家墓域の背後に配置されています。家全体を示す姓石として、墓域の領域標示または一族の集合を象徴している可能性が高いです。

石の位置・形状・機能

- 配置：

墓域背後の中央付近に立てられ、主碑「橋本家先祖代々之墓」を見守るような位置関係

- 形状・石質：

角柱または扁額型の石材で、風化した御影石と推定。高さは小型墓碑（約50-70cm）程度

- 機能：

- 墓域の「氏」として、橋本一族の集合体を指示
- 墓域全体を「橋本氏墓域」として刻印する境界石
- 宗教的・世俗的な区画標識の二重性を併せ持つ

橋本家之墓の後ろにある他の石→

最も直接的な解釈

この無銘の石柱は、橋本家墓域の背後を区画する「境界石」または「氏界石」として立てられた可能性が高いです。かつて刻まれていた文字や意匠は風化と苔の付着で判読不能になっています。

石柱の特徴と機能

- 形状：矩形柱に上部が緩やかに丸みを帯びた台形
- 素材：風化の進んだ御影石または花崗岩
- 配置：主碑背後の中央付近、先の「橋本氏」石と対を為す位置
- 役割：
 - 墓域境界を示す標識石
 - 一族の「氏」または「墓域」を象徴的にマーキング

橋本家之墓の背面（昭和に作られたみたいです）→最も直接的な回答

背面の「昭五三年三月吉日 橋本義一建之」は、昭和53年（1978年）3月の建立または改修を意味し、橋本義一氏がその工事を寄進・実行したことを示しています。

銘文の西暦換算と意味

刻銘	西暦換算	解説
昭五三年三月吉日	1978年3月（吉日）	「吉日」は縁起の良い日を指し、建立や改葬の日付
橋本義一建之	—	寄進者＝建立者としての橋本義一氏

昭和53年はおよそ半世紀前にあたり、当家墓域の大規模な補修または再建立が行われたことになります。

28

折たく柴の記 中（新井白石）所収の六月廿日進議記述。一乗院門主の使者が花藏院・発心院等を下して申す事あり、近衛相国・東求院入道前関白藤原公教の息子尊敬大性院（一乗院門主）の寺務放棄と廃絶、神祖（後陽成天皇）との交流を記す。発心院を一乗院の院家として位置づけ、寺務相論の文脈で言及

折たく柴の記 中（新井白石）（25コマ、請求記号142-134）

[国会図書館へ](#)

より→

六月廿日進議訖り~後詮房朝臣して仰下さる前代の時敵都兩門主(一康院殿大乗院殿)相論の事をてに御裁断ありて御判と爲るへまに反ひて御他界あり此事議依て一乗院門主使者弁にその院家花藏院發心院等を下して申さる、事共あり怒るに此事の由を、近衛の相國よく志り給へりどてのさまふつ東求院入道前關白前久(龍山の御事也)二人の息男あり長子一乗院門主尊敬大性院と申是也次子、三藐院前關白信尹也神祖に、東求院殿と年頃去さ志うせさせ給ひ一のは伏見の御所より京によらせ給ふ度、近衛殿に立寄らせ給ひ豆は御枕をならへてるしなあら御物語の事など有けり其頃尊敬をは太郎君と申し信尹と、次郎君と申もその太郎君此十一の時に常にこ、に物しねれと然るべきもの進せ~事もなく何事にもあと申給へ其空かなへて進せんと仰せちをしに我つ物ほしとも思はを我氏寺などつ興福寺の寺務とありて其惑ひしと起さはやとこそ思ふなをと申給ひしっかこは不思議の事とのさまふもの哉と仰ありしょやって一乗院に入室の事などありて遂に放寺務になさを絶つるをつき廢きさる饭興し給ひさりけり神祖御代の事去らせ給ひし初は音の御勢を違へらを立其學間料など寄せ進らを此門派に於てたとひ寺務當職にあらをとるなりく

29

読史備要新訂版所収の発心院関連人物。発心院実信（興福寺一乗院）、発心院正山世覚（堀尾式部丞忠晴子、後堀河前内大臣堀河具親の子）、後発心院信賀（興福寺大乗院）など、中世院主の系譜と別当・領主関連を示す。

読史備要 新訂版（1799項、出版年月日昭和10請求記号R210.036-To46口ウ、[国会図書館のページへ](#)）より引用→→發心院實信興福寺一乘、發心院正山世覺堀尾式部丞 忠晴子、
後堀河前内大臣堀河具親、後發心院信賀興福寺大乘院、

8:07 7° ☁ 28 分) VoLTE 4G 46



發珠精月更觀院
發性院忽生本然
發性院空然道哲
發性院自然
發心院
發心院正山世覺
發心寺宗勝天源
發深院
沒量體顯

平松時亭
足利義明
大村純直
實信 興福寺一
尾式部丞 宗
子 武田元光
性幸 大和致行
里見義俊



30

大和志料「奈良町」項。奈良の地名由来と平城京遷都後の変遷を記し、康正二年飯神殿庄算田帳に奈良百姓分として「西ハシノ院ノ五郎」等人名を挙げる。ハシノ院（発志院）の在地領有を示唆する地誌的記録。

大和志科「奈良町」(44項、国会図書館デジタルコレクション有り、請求記号348-226イ書誌ID000000704075) [国会図書館へ](#)より引用→ト。是那羅/地名ノ國史ニ見ユルノ初ニシテ、以其ノ名ノ出ヅル所ヲ知ルペン。蓋シ那羅山、今ノ奈良坂以西法華寺以東ノ山城ニ境スル一帯ノ山棠云ヒ、其ノ以南ノ方面ヲ總ペテ那羅里ト稱セルナリ。因ニ云フ、古歌奈良ヲ詠ゼントシテ青丹吉ノ語ヲ冠其ノ以南ノ方面ヲ總ペテ那羅里ト稱セルナリ。因ニ云フ、古歌奈良ヲ詠ゼントシテ青丹吉ノ語ヲ冠ス。舊說青丹吉の青釜ノ義ニシテ彼ノ彥國葺ノ忌登ヲ居エタル故事因ルモノナリト云フ。註(奈良町、明治三十一年二月一日市制布ク。)

元明天皇和銅三年都ヲ平城遷シ左京右京ヲ立チ九條大路通ジ、宮殿邸宅ヲ設ケ規模版宏大ナリ。之ヲ平城ノ都ト稱ス。爾後七朝七十五年ノ間帝都トナリシガ、桓武天皇延暦中更ニ都ヲ平安ニ遷シ給フニ及ビ、平城舊京屬シ邸宅道路荒壊委シ闕テ田畝トナレルコト平城宮ノ下述ブベシ。元來奈良町ノ地、古ノ左京一屬スル方面ニシテ興福・元興等、大寺其ノ間=屹立セリ。遷都以來寺僧互ニ土地占領或土豪ノ侵有スル所トナリテ之ヲ奈良或、南都ト稱セリ。然レドモ今ノ如ク商店軒ヲ連ネ一市邑トナレルモノNIAラズッテ、田舎ト異ナルコトナカリキ。康正二年飯神殿庄算田帳ニ「間田奈良百姓分、齡小法師、而智院、興二郎、寺枷、三郎二郎、京パラノサユノ五郎、福寺、明春房、沖上石クラ、加塔院、カペヤノ三郎次郎、加わ勿加ノ兵衛、力加河ノエボシヤ、南大門カデヤ、椿井ノ兵衛五郎、西ハシノ院ノ五郎」等ノ人名ヲ載ス。圈點ヲ附スルモノハ郎チ在慮ノ名ナリ。又尋尊僧正長祿四年閏九月二十六日日記ニ引ケル正長元年/間別貸納帳ニ頭塔四尺 窪一間同辻子ノ里卅一間幸三十間 松谷郡岩井四六間南市鋼十九間

大乗院寺社雜事記（尋尊大僧正記）第4巻所収の発志院内沙汰人・在住問題。庄屋沙汰人が不法無沙汰、他領中止住で門跡難義、発志院内に器用軀を仰付けるべきとする記述。早々申付を命じる重要寺社記録。

大乗院寺社雜事記 第4巻 尋尊大僧正記. 10-188(自長祿2年12月至永正元年4月)

(242項、国会図書館デジタルコレクション有り、請求記号554-213書誌

ID000000778530) [国会図書館へ](#)より引用→

庄屋沙汰人、事不法無沙汰仁軀也、剩他領中ニ止住爲門跡難義也、發志院之内ニ

器用軀可被仰付之事、此条尤也、早々可申付云々、

以上

32

大日本史料 第8編之13所収の左兵衛尉經房書狀。不空院經講寄進（現納貳貫文など）、橋本屋敷（定五百文）、松田良現房律師（現納一石七斗七升七合など）の納入・支配記録。横田庄・今林庄関連の供出・名寄を示す中世経済史料。

大日本史料 第8編之13 / 大日本史料（横田庄・今林庄）（866項、国会図書館デジタルコレクション有り、請求記号GB22-7書誌ID000001225104、[国会図書館へ](#)）
より引用→

四〇二 左兵衛尉經房書狀

一不空院經講寄進 現納貳貫文 納所得分三百文、定使給百文、支配 季彼岸初日講問加分五十文、出仕百文宛、合壹貫文、六百西發志院兩度羅漢供方出之、

一橋本屋敷 定五百文四月十八日 支配口別百文宛、所殘納所得分、

一松田 良現房律師 三月廿四日會合、現納一石七斗七升七合、延分七斗一升八夕者、四合延、本延合貳石四斗八升七合八夕者、歐齡處針六合、

定米貳石三斗九升一合八夕代錢二貫八十文和市一斗一升五合、支配會今講明三百文宛出土七十文宛、佛共澄明代冊文

33

文禄四年（1595年）大和国添上郡内発志院村御検地帳。検地結果として上田十間廿間などの田地記載、総九郎・長田七郎次郎などの名主、荒共惣吟味時簿中加五百六十四石五斗二升三合の加増、庄屋孫次郎内證。豊臣政権下の検地を示す。

検地

文禄四年 大和国添上郡内発志院村御検地帳

八月十九日（増田右衛門尉打口）

『大乗院文書』の解題的研究と目録：お茶の水図書館蔵成賓堂文庫 上（303項、国会図書館デジタルコレクション有り、請求記号UP171-238書誌ID000001766439、[国会図書館へ](#)）によると、文禄四年八月日に、御前帳うつしによると、

大和国添上郡内発志院村御検地帳にて、

上田十間廿間、但二枚六畝廿分、壹石四升七合、總九郎今ハ又二郎今ハ彦九郎・略・長田七郎次郎と記載され、荒共惣吟味之時簿中ニ加五百六十四石五斗二升三合加増田衛門殿打口、庄屋孫次郎内證之覚と記載されているようだ。

34

大和志料 上巻所収の永正四年（1507年）九月記述。幕府の丹後攻め、澤藏の帰還、社寺焼失。赤澤新兵衛・内堀新次郎の入国、十市・箸尾・樋原・筒井の抵抗、京軍の東大寺入りと南都占領、片岡越智などの没落。大和国戦乱史を記す地誌。

大和志料 上巻（23項など、国会図書館デジタルコレクション有り、請求記号348-226イ書誌ID000000704075）

[国会図書館へ](#)

ヲ釜口ニ出ス・十九日幕府澤藏ヲ召シ更ニ丹後ヲ攻メシム。澤藏乃チ成兵ヲ當國ニ置京師ニ還ル國中ノ社寺多此時、兵火焼失セリト云フ。永正四年九月更赤澤新兵衛内堀新次郎等ヲシテ當國ニ入ラシム『十市、箸尾、樋原、筒井兵ヲ奈良出之ヲ拒ク、利アラス、十八日京軍東大寺ニ入ル、南都、地悉クコレニ占領セラレ院家在家概ネ打破セラル、又一軍、乾脇衆ヲ攻ム、片岡越智片岡等沒落。

35

全体系統図（検索中）。

36

大乗院寺社雜事記 第3巻（尋尊大僧正記）所収の寛正四年（1463年）十二月日記。尊弘（禪了房）の新入事に関する争いにおいて、師匠長實（禪觀房）が発心院住として言及され、円弘の弟で慈恩會遂業了の学道経歴を有し、非衆非學の前例を巡る両方相論の詳細を記す。寺務・学侶の沙汰を中心に、寺訴開門・儀式などの寺社運営記録。

注意：括弧書きは注意事項

大乗院寺社雜事記 第3巻 尋尊大僧正記. 10-188(自長祿2年12月至永正元年4月)
(376項、国会図書館デジタルコレクション有り、請求記号554-213書誌
ID000000778530)

[国会図書館へより引用→](#)

寛正四年十二月

十日

一正願院御經藏修理奉伽事、以兩年預披露六方、

一就倉庄反錢事、十市代官村井參了、

一紀州御勢近日可引退云々、畠山進退如何

一聲聞宿相論事、爲衆中道理を聲聞付之畏入之由五个所十座者共昨日參中了，

十一日

一講問一座予行之一

一就大訴共事、閉門事自學侶申給了、

就寺訴之事當寺開門之事、明日十二日、旨令一決候、可得御意之旨洩可被披露之由、學侶集會評定候也、恐々謹言，

十二月十一日 供目代胤秀

伊與上座御房

一尊弘（了禪房）、新入事、中蘊分衆中子細不可下叶衆烈云々下藤分以下相分兩方數日之間及相了支申方衆中趣者以外次第也依此事俄ニ淄州會無始行先途之輩迷惑事哉珍事、各退加行了、

凡不得其意次第也、尊弘之師匠長實（禪觀房）、者，經三階業而學道隨一也去夏比他界了尊弘之事今何可及子細哉、尊弘、円弘（錢觀房），子也、長實、円弘之弟也、伯父既以學道也只今異儀不得其意之者也，

（非業非學 觀舜房 松林院住）憲弘（兼寺住衆了，内梵音衆）→（兼寺住眾徒近日兼寺住 非衆非學 内梵音衆 辻）円弘、（円弘弟 禪觀房 發心院住 慈恩會遂業了）長實→（円弘子供 辻）尊弘（禪了房）

然而支申輩尊藝朝弘寬乘訓英・經禪・懷藝以下申趣者長實禪觀房、新入之時、憲弘者令寺住分ニテ、非々衆非學前事也、當時円弘八爲非衆非學而松林院ニ奉公儀

也然之間不可然云々仍今度円弘又如親父令寺住歟、但及其沙汰寂中、加寺住例条不得其意者也尊弘新入不可叶於淄州會者今夜可始行旨一決了、尊弘方ニ八不新入者會式事不可始行旨一決了、兩方可及喧嘩歟、珍事、人勢以下召上了、寺務并學侶衆・筒井以下致了簡相宥兩方會式事略之了、兩方儀未

一寺訴之内五个關所事御裁許云々仍光宣法印近日可下向云々於兵庫關所者無一定珍事之由光宣法印申下之、

一信清論匠訪百疋遣之了、畏入云々、

一就倉庄反錢事、十市代官進之十五貫文外今二貫文可沙汰進之不可叶旨仰了、

十二日小（小雨）

一信貴院主分到來二貫五百文、遣大納言、半分八進安位寺殿了、山門送狀在之、
請取信貴山御院主分事

合伍貫文者

右爲當年分請取狀如件、

寛正四年十二月日 納所專親剗、

一寺家三十講論匠今日召之云々、參賀輩）加古論匠等五双云々）

信清院 興胤院

一橘寺平等寺卷數到來了、

一當寺東大寺以下七大寺自午剋令開門了以外珍事也、

十三日（雨下）、

一五重門讀誦了、

一愛染王參詣了、

一就中山寺供事、田原本南召仰了、

十四日（雨下）、

一五段式行之又夜前得佛舍利之由夢相、

一就寺訴闇門事注進關白殿御返事到來、雜掌返事云寺訴事武家不被入聞召上無御仰天於公家御儀者、山門開籠八幡神人閑籠又南都之間籠以外之由被勤思召云々、
武家御儀公私無仰天者也、當時每事如此云々、

大乗院寺社雜事記総索引 上巻 (人名篇) (27コマ、国会図書館デジタルコレクション有り、請求記号210.46-D18-T書誌ID000001062235)

[国会図書館へ](#)より引用→

円弘は堯観房や辻子や松林院被官で文明11年1月25死亡であったようだ

38

福井県郷土叢書 第10集 (北国庄園史料)所収の坪江上下郷名主百姓中「横田庄条里坪付」。嘉吉二年（1442年）の裏文書に鶴丸方五十貫（内三十五）・山荒居方七十貫の御服綿記載。横田庄（発志庄関連莊園）の名寄・供出を示す経済史料。

福井県郷土叢書 第10集 (北国庄園史料) (447項、国会図書館デジタルコレクション有り、請求記号081.7-H787-H書誌ID000001235938)

[国会図書館へ](#)

より引用→

坪江上下郷名主百姓中

「横田庄条里坪付」には、嘉吉二年の裏文書があるが、そこには次のような御服綿の記載がある。

一鶴丸方五十貫此内三十五

一山荒居方七十貫

39

春日大社文書 第6巻所収の天文二十年（1551年）六月廿日興福寺学侶連署神水起請文。花山辺安居坊の不斷柴・破木・續松等雜木採用に関する成敗誓約と神罰起請。署名に琳禪円弘（花押）など学侶衆（発心院住関連の円弘）を記し、寺社本意の安居紹隆を誓う重要記録。

春日大社文書 第6巻 (216項、国会図書館デジタルコレクション有り、請求記号081.7-H787-H書誌ID000001235938)

より→

一二七 興福寺學侶連署神水起請文法

敬白天罰連暑神水起請文事紙背、彌勒講牛玉

右子細者、今度衆中面々、於花山邊安居坊不斷柴・破木・續松等雜木採用之駄士法師以下當座成敗事言語道斷次第也、抑此安居者、博陸殿下御願以來、神前晝夜秘曲御神供又別而有其子細、依之山木古今之伐用事舊訖、惣彼山巡檢事、爲學侶預置于衆中之處、以其由緒動者成押妨之勦、對寺門如此及違害之条、慮外至極也、依之安居每日難用既令闕如之間、眞俗之勤仕難治之由頻被辭之、成敗若及時日者、忽可有結夏退轉、歎哉、當社御造替不計依令遲々、隱靈神威、縉素失途爲時節条、魔界得便代、佞人作寺社之凶惡者、毀歎而有餘、仍而早退惡逆、途寺社本意、可廻安居紹隆之計策、學侶・六方・下萬分三輩令一味同心、成魚水思、就彼一列不日可加嚴科、若當時習猶於非寺門本意者、令開門五社七堂、停止神事法會、可奉任神慮再興事

多分評定堅執不可有蜜事漏脫事

右条々令違犯者、可蒙日本國大神小神、別而當社大明神御罰者也、仍神水起請
天文二十年六月廿日

顯定擬講堯弘(花押)

學侶衆等

覺專(花押) 円算(花押) 寛弘(花押) 訓增花押 興弘(花押) 英賢(花押)

延禪秀(花押) 勝舜言円(花押)

增識公清(花押) 順觀言□(花押)

円禪擬講(花押) 琳禪円弘(花押)

40

多聞院日記 第1巻所収の文明十五年（1483年）正月記述。多聞院長實房英俊の記で、泊野庄からの屋七草蔓三把持來と献井餅・一膳などの慣行を記し、禪榮房價都五師職の存知を示す。発志院関連の五師職として寺社運営の文脈で言及。

多聞院日記 第1巻（77項、国会図書館デジタルコレクション有り、請求記号
210.48-E38t-T書誌ID000000872456）

より引用

文明十五年文明十六年文明十七年多聞院長實房英俊之記
多聞院日記
文明拾五年癸卯
正月朔日、寺社繁昌、佛法紹隆、修學再興、天下安全、如院内安穩、壽福增長、所願圓滿、千喜万欽、珍重、如、例年社參入堂、捧幣、院中同道如佳例、六日、狛野庄、屋七草蔓三把持來、近年依一天亂世、彼在所知行之事有名無實之間、先、儀不存知、彼物申云、每度必一献并餅一膳・一帖・一本、又若蔓持使餅三枚給之云、仍多年禪榮房價都五師職被存知之間、相尋申候處、

41

日本中世唯識佛教史所収の発心院関連僧侶。顕舜房定清（1399-1477）、禪乘房覺胤（1423-1492）、善行房を挙げ、中世唯識佛教史における発心院住の学問系譜を示す。

日本中世唯識佛教史（374項、国会図書館請求記号HM121-110）

[国会図書館へ](#)

より引用

発心院 顕舜房定清(一三九九一～一四七七)。禪乘房覺胤(一四二三一～一四九二)。善行房

42

大日本佛教全書 124 所収の東北院血脉。圓玄（別當、大納言藤原隆季卿子、建久元年維摩會豎義など）、經圓（東北院住、號發志院）、圓憲（東門仕）など法相宗血脉次第を記し、發志院を号とする經圓の別當補任・講義歴を詳述。

大日本佛教全書 124 （18項、国会図書館請求記号353-10、[国会図書館へ](#)）より
引用→

●東北院

自ニ本願。圓玄僧正迄。經ニ數代一駄。未レ考。

圓玄。別當。

大納言藤原隆季卿子。

建久元年 廿六維摩會豎義。

承元三年講師。

不レ遂ニ後ニ會。於ニ最勝會講師一者。範四重講了。建保三年。信家故障之替。

圓玄。併講師令レ勤ニ仕之一。云云。

貞應三年四月

同年

四十

相權別當

寛喜元年

東北院。未定。洞三

探題。初。

貞永元年三月

八日

任。權僧正。

補別當

四歲七十劇還補別當

建長元年八月廿日

年十一月廿八日

齡。

(東北院。未定。) 經四。法印。法相宗血脉次第二。住東北院トアリ。藤原經朝臣子。號ニ發志一院。

●法相宗血脉次第

貞慶 (右少辨貞憲子。少納言信西孫。號ニ解脱上人一。) -圓玄- (東北院住) 經圓- (東北院住) 圓憲 (東門仕)

大和郡山市史 資料集所収の江戸時代発志院庄村屋・年寄一覧。源右衛門 (享保12・18年、宝暦14年庄屋)、源兵衛 (享保18年年寄、文政3年庄屋)、喜兵衛 (宝暦14年年寄)、九郎兵衛 (正保4年・慶安承応3年頃庄屋)、甚次郎 (寛政7-享和2年庄屋/総代)、利平次 (文化6-文政3年庄屋/相続)、藤吉 (文化6-文政3年相続)、佐太郎 (享和2-文化1年庄屋)、利兵衛 (享和2年庄屋)、惣五郎 (文政3-8年相続)、佐兵衛 (文政3-8年庄屋)。嘉永3年凶作難渋人御救願状に庄屋太兵衛・年寄兵作。周辺村 (額田部村、市本村など) の庄屋・年寄連署も記し、発志院村の村役人変遷を示す。

江戸時代の発志院村

大和郡山市史 資料集（459項など、国会図書館デジタルコレクション有り、請求記号216.5-Y539y書誌ID000001084292）[国会図書館へ](#)

発志院村

源右衛門(庄屋): 享保12年（1727年）・享保18年（1733年）・宝暦14年（1764年）。出典: 越智太兵衛伝「古庄屋九兵衛事歴書上控」・櫟本領の川堀・抜地願・水車新設一札。

源兵衛(年寄): 享保18年（1733年）。出典: 越智太兵衛伝「抜地得庄屋給米ニ替ヘラレ度御願」。

喜兵衛(年寄): 宝暦14年（1764年）。出典: 越智太兵衛伝「櫟本領へ水車取組二付一札」。

九郎兵衛(庄屋): 正保4年（1647年）・慶安承応3年（1650-54年頃, 6-7年間在任）。出典: 越智太兵衛伝「古庄屋九兵衛事歴書上控」。

甚次郎(庄屋/総代): 寛政7年-享和2年（1795-1802年）。出典: 奈良盆地住宅地形成の解析 no.7804 (宗門改帳)。

利平次(庄屋/相続): 文化6年-文政3年（1809-1820年）。出典: 奈良盆地住宅地形成の解析 no.7804 (宗門改帳)。

藤吉(相続): 文化6年-文政3年（1809-1820年）。出典: 奈良盆地住宅地形成の解析 no.7804 (宗門改帳)。

源兵衛(庄屋): 文政3年（1820年）。出典: 奈良盆地住宅地形成の解析 no.7804 (宗門改帳)。

佐太郎(庄屋): 享和2年-文化1年（1802-1804年）。出典: 奈良盆地住宅地形成の解析 no.7804 (宗門改帳)。

利兵衛(庄屋): 享和2年（1802年）。出典: 奈良盆地住宅地形成の解析 no.7804 (宗門改帳)。

惣五郎(相続): 文政3-8年（1820-1825年）。出典: 奈良盆地住宅地形成の解析 no.7804 (宗門改帳)。

佐兵衛(庄屋): 文政3-8年（1820-1825年）。出典: 奈良盆地住宅地形成の解析 no.7804 (宗門改帳)。

周辺村（中庄・吉岡莊・若槻莊・櫟本領・市本村・幸前村・額田部村など）

額田部村:

弥十郎(庄屋): 元和3年（1617年）。出典: 南都御奉行所（氏神祭頭争いの覚書）。

源七(百姓/連署): 元和3年（1617年）。出典: 南都御奉行所。

清右衛門(百姓/連署): 元和3年（1617年）。出典: 南都御奉行所。

源六(百姓/連署): 元和3年（1617年）。出典: 南都御奉行所。

甚次郎(百姓/連署): 元和3年（1617年）。出典: 南都御奉行所。

櫟本領:

義助(庄屋): 宝暦14年（1764年）。出典: 越智太兵衛伝「櫟本領へ水車取組二付